

第 6644 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月 19日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ セルフメディケーション税制

**Q** :セルフメディケーション税制の適用を受けようと思いますが、令和2年の確定申告では改正点があると聞きました。どのような点が改正になったのですか？

**A** :確定申告書に明細書の添付が必要です。  
【解説】

セルフメディケーション税制とは、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている者が、その年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために12,000円以上の対象医薬品を購入した場合に適用(医療費控除との選択適用)が受けられるという制度です。セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年分に、「健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組」を行っている居住者が対象となります。

一定の取組とは、健康保険組合等が実施する健康診査【人間ドック、各種健(検)診等】や、予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】、勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】、特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導、がん検診などをいいます

対象医薬品は、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、薬局やドラッグストア等で購入できる医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)とされており、対象とされる医薬品は、購入した際の領収書(レシート)に控除対象であることが記載されています。令和2年の確定申告では、明細書の添付が必要ですので注意してください。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

